

第十五回 参議院厚生委員会會議録第二十三号

昭和二十八年三月五日(木曜日)午前十一時五十七分開会

出席者は左の通り。

委員長 藤森 眞治君
理事 大谷 繁潤君
委員 藤原 道子君

委員

草葉 隆圓君
小杉 繁安君
常岡 一郎君
谷口 三郎君
一松 定吉君

國務大臣

厚生大臣 山縣 勝見君

政府委員

厚生省社会局長 安田 巖君
厚生省児童局長 高田 正巳君
事務局長 草間 弘司君

説明員

厚生省公衆衛生局長 楠本 正康君
環境衛生部長 多田 仁己君

本日の會議に付した事件

○麻薬取締法案(内閣提出)

○大麻取締法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○未帰還者留守家族等援護法案(内閣提出)

○職傷病者遺族等援護法案の一部を改正する法律案(内閣提出)

第八部 厚生委員会會議録第二十三号 昭和二十八年三月五日【参議院】

○消費生活協同組合資金の貸付に関する法律案(内閣提出)

○食品衛生法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○児童福祉法の一部を改正する法律案(内閣提出・衆議院送付)

○連合委員会開会の件

○委員長(藤森眞治君) それでは只今から開会いたします。

日程に従いまして、麻薬取締法案、それから大麻取締法の一部を改正する法律案、未帰還者留守家族等援護法案、職傷病者遺族等援護法の一部を改正する法律案、以上の四案につきまして政府の提案理由をお願いいたします。

○國務大臣(山縣勝見君) 只今議題となりました麻薬取締法案につきまして提案の理由を御説明申し上げます。

麻薬によりまする保健衛生上の危害を防止いたしむることが社会的に人道的に極めて重要でありますことは申すまでもないことであり、これが取締につきましては終戦以來特に厳格に行なつて参つておるところであります。が、現行麻薬取締法は昭和二十三年に制定されたものであり、当時の社会情勢と現在とにおきましては麻薬取締の面におきましてもかなりの相違があるものであります。即ち取締の趣旨が周知徹底するに伴ひまして、麻薬取扱者である者の違反行為は逐年減少しつつあるのであります。この半面国際交通

の類繁化に伴ひまして、組織的な密輸入、不正取引等悪質な事犯が特に顯著に現われて来ているのであります。従つてこの際実態に即しました効果的な取締を強化することが必要であると考へまして、現行の法律を廃止いたしまして新たに麻薬取締法を制定いたさんとするものであります。

現行法におきましては麻薬の輸出は一切禁止されておるのであります。が、新たに麻薬輸出業者を設けて、これが厚生大臣の許可を受けて麻薬を輸出する途を開くと共に、現行の家庭麻薬を麻薬の範囲から除外いたし、広く国民医療に供し得るようにならんとする等のものであります。が、その他の麻薬取扱者の種類を調整することが先ず第一に必要であると考えられるのであります。

次に現在麻薬の取締に関する事務は、すべて国が直接行なつておるのであります。が、麻薬取扱者の免許その他取締に関する事務の一部は、これをこの際都道府県知事に委任いたしました。国の麻薬取締官に對應する職員として都道府県に麻薬取締員を置き、それぞれ必要な取締を行はせまうことが実情に即し、且つ効果的であると考へるのであります。

の入手を容易にすると共に、これらの用途につきましては、成るべく広範囲の使用を認め、国民医療及び學術研究の方面を期したいと考へる次第であります。その他取締に関する規定の整備を函る等のことが必要と考へまして所要の改正を行う所存であります。

以上がこの法律案を提出いたしました理由であります。が、何とぞ慎重御審議の上速かに御可決あらんことをお願いいたします。次いで大麻取締法の一部を改正する法律案につきまして提案の理由を御説明申し上げます。

大麻の取締は大麻取締法の定めるところによりこれを行なつて参つておるのであります。が、最近の事情は法律制定の当初とかなり相違しておりますので、この際この取締を緩和したいと考へるのであります。

ありますが、何とぞ慎重御審議の上速かに御可決あらんことをお願いいたします。次いで只今議題となつております未帰還者留守家族等援護法の提案理由について御説明申し上げます。

従来未帰還者のうち、もとの陸海軍に属していましたが、まだ復員いたしてない者、即ち未復員者に対しては、未復員者給与法が適用され、又ソ連及び中共地域内の邦人でありましてソ連地域内の未復員者と同業の実情にありまする者、即ち特別未帰還者に対しては、特別未帰還者給与法が適用いたされまして、これによつて本人に対しましては、特別未帰還者給与法を一定の親族に支払ふことによつて留守家族の援護が行われて参つておるのであります。

又未帰還政府職員に対しても留守家族援護の見地から、一般職の職員の給与に関する法律の規定に基づき人事院規則が適用されまして、これに基いてその扶養親族には月額二千四百三十八円から一万八千八百円までの俸給に加えて扶養手当が支払われているのであります。併しながら終戦後すでに相当の年月を経過した今日におきましては、このような俸給支給の建前は極めて不自然な姿となつておるのであります。

のみならず種々都合も生じておりますので、この際むしろ今日の段階におきましては端的に留守家族を援護するといふ見地から措置いたしますことが妥当であると思料いたしたのであります。

す。よつてこの際これらの法令を廢止いたしまして、留守家族そのものを対象とし、より実情に即した援護を行いますと共に、従来未復員者給与方法によつて行われていた各種の給付と同様の援護を行うことを目的とする未帰還者留守家族等援護法を新たに制定しようとするものであります。

次にこの法律の概要について御説明申し上げます。

先ずこの法律で規定する未帰還者の範圍であります。第一は、もとの陸海軍に属しまだ復員していない者、第二は、昭和二十年八月九日以降ソ連中共地域内において生存していたと認められる資料があります一般邦人であつて、自己の意思によつて歸還しないと認められる者以外の者、第三には平和条約第十一條に掲げる裁判によつて拘禁されている者を含むのであります。

次にこの法律による援護を受けまことが出来る留守家族の範圍は、未帰還者が本邦に残しておられる妻、不具發疾の夫、十八歳未満又は不具發疾の子、六十歳以上又は不具發疾の父母、配偶者がなく、且つ、扶養する直系血族のない父又は母、十八歳未満又は不具發疾の孫及び六十歳以上又は不具發疾の祖父母でありまして、未帰還者が歸還しているとするれば、主としてその者の収入によつて生計を維持しているものと認められる者であります。

なお、この法律にいう未帰還者のうちには状況不明となつてゐる者も含まれてゐるのであります。長年月に互つてその状況が判明しない未帰還者につきまして無期限に留守家族手当を支給するといふことは必ずしも當を得た措置とは申されませんので、この法律においては、留守家族が留守家族手当を受けることができる期間を一定期間に限定したてゐるのであります。併しなごらもとより政府といたしましては、未帰還者の状況の調査究明につきましては今後とも努力いたさなければならぬところでありますので、特にこの法律におきましては、国は未帰還者の状況について調査究明に努めなければならぬ旨の規定を設けてゐる次第であります。

以上のほか、この法律によりまする援護といたしましては未帰還者が歸還いたしましたとき、歸郷旅費として一人につき千円から三千円までを支給し、但し十八歳未満の者にはその半額を支給いたさんとてゐるものであります。未帰還者のうち未復員者及びソ連におきまする未復員者と同様の実情にあつた者が、歸還いたしました後必要がある場合には、一定の条件を具える者につき療養の給付を行い、或いは身体に障害を残してゐる場合には、最高三万八千円から千六百円までの障害一時金を支給し、又外地において右に述べた状態にあつた未帰還者が死亡いたしました場合は、その遺族に対し遺骨埋葬経費として三千円、遺骨引取経費として二千七百円を支給することにしてあります。

これらの措置の施行に要する経費は全額国庫負担でありまして、留守家族手当の所要経費九億六千万円、歸郷旅費の所要経費三千万円、遺骨埋葬経費及び遺骨引取経費の所要経費六千万円、療養費、障害一時金等に要する経費四億九千万円、廢止した旧法令に基く未支給分の給付及び旧法令からこの法律への切替に當つての実績保障に要する経費四億九千万円、事務費その他七千万円、計約二十一億円を計上いたしてゐる次第であります。

なお、恩給法の一部を改正する法律案におきましては、未帰還公務員のうち、普通恩給の最短期間中に達した者について普通恩給を給することとし、その者の親族で本邦にあるものが本人に代つてこれを請求することが出来る制度を樹立し、留守家族援護の趣旨の一端を實現しようとしてゐるのであります。恩給法における右の措置は、この法律の援護と相俟つて留守家族援護に組織なきを期してゐるのであります。

以上がこの法律案の概要でありまして、慎重御審議の上、速かに御可決あらんことを切望する次第であります。次に同じく議題となりました戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案の提案理由について御説明申し上げます。

戦傷病者、戦没者遺族等の援護につきましては、第十三国会において戦傷病者戦没者遺族等援護法が成立し、昨年四月一日から施行され、十全とは申せないにしても、国家補償の精神に基く処遇が従来行われて参りましたのであります。が、今回援護の措置を更に強化するためこの法律の一部を改正することにしたが、ここにその理由及び内容の概要につき御説明いたします。

り予算を組んでおりまして、何か国のほうでそういうものを出してくれらなから組みたいという要望があるところがたくさんございまして。それと消費生活協同組合の分布が必ずしも全国平均に行つておりませんで、結局こういうふうな資金の貸付を受けるような堅実な組合の多いというところは、県としてはやはり限られて来るのじやないかと、そういうことを考えております。その点は私も心配をいたしておらんであります。

○委員(藤森眞治君) それからこれ全体の予算はどういうふうになつておりますか。
○政府委員(安田巖君) 二千五百万円だけでございまして。

○委員(藤森眞治君) 第二条の「厚生省令で定める基準に適合する消費生活協同組合」、この基準はどういうものでございましょうか。それからこれの実施に当つての経費について伺います。
○政府委員(安田巖君) 第二条の「厚生省令で定める基準」と申しますのは、現在のところでは次のようなことを考へておるわけでありまして。

第一は、役員が組合の運営に熱意を有し且つ組合員の団結が固であること。第二は、組合員一人当りの組合事業利用高が月平均千円以上であること。第三は、出資金の払込総額が二十万円で以上であること。大体そういうようなことを考へておるのであります。

なお、地方における事務費でございまして、大体国から三分で借りまして、地方町村は四分乃至五分以内の利率で貸すわけでありまして、従いまして

合計五千万円として四分の利子でありまして二百万円、国のほうは二分の一でございまして、それから国庫納入分が七十五万円でございまして、残り百二十五万円が府県の事務費と危険負担に当てられるという計算になります。大抵これで足りるのじやないかと考へておられます。

○委員(藤森眞治君) もう一点伺いますが、未亡人団体等で生活協同組合を作つておるところがありますが、こういうものも対象にされるお考えでございましょうか。
○政府委員(安田巖君) 私どもそういう話を承知いたしておりますけれども、別に組合といたしましては別をいたしません。先ほど申上げたような基準に合えば、それに対しては貸出するように指導したいと考へておられます。

○委員(藤森眞治君) 他に御発言ございせんか……速記を止めて。
○委員(藤森眞治君) 速記を始め

○藤原道子君 この貸付法案というのができて、結局は地方財政が逼迫してきているときに、これがこちらの政府で予定しているように、地方がやはりこれを受けて立つだけの用意ありというお見通しですか。
○政府委員(安田巖君) 先ほど委員長に對するお答えで申上げたんでありますが、母子福祉資金貸付法にもそういう問題がありますし、それから私どものほうにも問題がありますので、自治庁と今起債の問題については交渉いたしておるのでありますけれども、大抵現在貸付金制度をすでに設けている県

が相当ございまして、例えば北のほうから申しますと、北海道が二千万円、それから宮城が五千万円、福島五千万円、千葉が二千万円、東京三千万円、長野が二千万円、京都が六百万円、大阪百五十万円、兵庫一千万円、広島五百万円、愛媛百万円、山口八百万円、この十二都府県では大抵利率が最低一分八厘、最高一割くらいで約一億四千万の金を自前の資金で貸しておるわけですから、それだけでは足りませんものだから、私どもこの法案が出たわけですから、必ずしも金額は満足なものではございませんけれども、まあ今年一つ頭を出しましてだんだん殖やして行きたい、こういう考へです。

○藤原道子君 私どもとしては本當にこの金額の点からいっても、又地方へ何でもあれする点で満足すべきものでございせんけれども、まあ一応頭を出したというところに一つの希望を持つという程度の法律ですね。で政府はこの運営の如何によつては今後もつと強化して行くという見通しは持つておるんですか。
○政府委員(安田巖君) 私どもはそれを切望いたしておるわけですが、大谷盛綱君 これは地方の自治体からの申出によつて金額を按分されたんですか。その金額を定められた基準はどこにあるんですか。
○政府委員(安田巖君) 只今のところは法律が通りましてから二千五百万円をどういふふうに分けるかということをおきめるわけですが、先ほど申上げましたような条件に合うものを選びますには、府県からやはりあらかじめ

申請を必要としますので、府県から申請を取つておる段階でありまして、それが出来まして、内容を見まして、私どものほうからそれではどの府県に幾らという割当をいたしたいと思つておられます。

○委員(藤森眞治君) 他に御発言ございせんか。
○藤原道子君 今全国的に見て消費生活協同組合の状況はどんなふうでございましょうか。
○政府委員(安田巖君) この資料をお手許に差出しているかと思つておりますが、組合の数が千四百七十二でございまして、資料の六ページというところを御覧になりますと、「消費生活協同組合の概況」というのがございまして。組合の数は千四百七十二組合、地域組合が千二百二十七組合、職域組合が三百四十三組合、組合員の数が二百八十四万三千二百二十二人、組合員の家族数が八百三十二万二千二百六十五人、出資口数五百五十八万四千二百口、出資払込額が三億七千二百二十五万五千九百三十二円、一組合当り平均総出資払込金額が二十五万二千八百五十七円、一口当り出資平均額六十七円、組合員一人当り平均出資金額が百三十一円、こういうところでありまして。

○藤原道子君 消費生活協同組合が、現段階において非常に切望しておられるところの信用事業を組合でやることのできるようなふうにお正すお考えはございせんか。非常な熱望でございまして、政府においての御見解をどうお伺いしたい。
○政府委員(安田巖君) お説の通りでございまして、この信用事業が行われ

ますことによりまして、資金面の融通がつかますから、組合の本来の仕事のほうに伸びて行くと思つて。昔は御承知のように、産業組合法ときは実はそのような系統の金融機関があつたわけでありまして、現在は産業組合法が廃止されまして、農業協同組合と中小企業協同組合と三つに分れました。ところが農業協同組合のほうには御承知のように農林中央金庫がございまして、中小企業協同組合は商工中央金庫がある。更に現在国会で審議されておりますが、中小企業金融公庫ですか、残りますのは生活協同組合だけが残り、こういうことになりまして。私どもこの法案ができました当初から、実はこのことをいろいろと折衝いたしておつたのであります。が、まあくまだ数も少いことであるし、基礎もつかりしてないから、国民金融公庫あたりで借りたらどうだということでも追つておつたのであります。大抵国民金融公庫と申しましても、金額で一千万円くらいしか融資してもらつておりませんから、自然に高い金利のものを借り、そうなりまして、金と勢い固定した施設なんか投資することはとてもできません。こういうことになりまして。そういうふうな欠陥をこれで少し補つて行きたい。どうも今のこの御質問の信用事業をやるかどうかということにつきましては、もう少し一つ研究して頂きたいと思つて。その系統の金融機関がほしいというところは実は痛切に感じておられます。

○藤原道子君 私どものほうでも消費生活協同組合のこの改正というふうなことを今研究中でございまして、

が相当ございまして、例えば北のほうから申しますと、北海道が二千万円、それから宮城が五千万円、福島五千万円、千葉が二千万円、東京三千万円、長野が二千万円、京都が六百万円、大阪百五十万円、兵庫一千万円、広島五百万円、愛媛百万円、山口八百万円、この十二都府県では大抵利率が最低一分八厘、最高一割くらいで約一億四千万の金を自前の資金で貸しておるわけですから、それだけでは足りませんものだから、私どもこの法案が出たわけですから、必ずしも金額は満足なものではございませんけれども、まあ今年一つ頭を出しましてだんだん殖やして行きたい、こういう考へです。

も、結局この法案ができるときに、この問題について随分問題になつたわけでございます。私も随分主張した者の一人なんです。結局こうした面を許可しなければしつかりした基礎は築けない。又当然農業協同組合でも中小企業協同組合でもなされているのに、ひとり消費協同組合があらゆる方面からの圧迫でこれができないというのを非常に遺憾だと思つたので、一つこれが実現できますよう我々も努力いたしますが、なお一層の折衝をお願いしたいということをお願いいたします。

草葉 隆園 小杉 繁安
常岡 一郎 谷口弥三郎
一松 定吉

○委員長(藤森真治君) 御署名漏れはございませんか。御署名漏れないと認めます。

なほ本会議における委員長の口頭報告については委員長に御一任願いたいと思つて、御異議ございませんか。

○委員長(藤森真治君) 御異議ないと思つて、御異議ございませんか。

○谷口彌三郎君 質問もありません。ですから、この辺で質問を打ち切ります。討論を省略して、採決されんことを動議を提出いたします。「賛成」と呼ぶ者あり。

○委員長(藤森真治君) 引き続きまして、食品衛生法の一部を改正する法律案、御質疑を願います。……私から一、二点伺いますが、米の入つて来るのは大体どういふようなルートから主として米が入つて来るのでありましようか。

○委員長(藤森真治君) 只今谷口委員から、質疑を打ち切つて、討論を省略して直ちに採決することの動議が提出されました。御異議ございませんか。

○説明員(楠本正康君) 主として南方アジア地域から入つて参りますが、稀に他の地域から入つて参ります。他の地域から少量入り参るのはこれは非常に各国内に亘つておまして、総計十七万トンから現在日本に米が入つて参ります。

○委員長(藤森真治君) 御異議ないと思つて、討論を省略して採決いたします。消費生活協同組合資金の貸付に関する法律案、原案通り可決することに御賛成のかたの挙手を願います。

○委員長(藤森真治君) これはずつと前からさういふ国の米には有害性があるということはおわかつておりましたか。

○委員長(藤森真治君) 全員挙手、原案通り可決されました。

○説明員(楠本正康君) 米に有害性のものがありますことは古くからわかつておりました。現に南方の米の消費地におきましても黄変米等につきましては食用に供さずに適宜処置しているように聞いております。

多意見見者署名
大谷 肇潤 藤原 道子

○委員長(藤森真治君) 御署名漏れはございませんか。……御署名漏れないと認めます。

ですが、不正な食品というふうなものでも今まで問題になつたのにどういふものがありますか。

○説明員(楠本正康君) 従来まで問題になりまして最も大きな事例を二、三拾つてみますと、昭和二十二年に東京を中心として全国的に患者を四千名出しました大豆粉の事件がございます。次いで翌年の昭和二十三年には大阪等を中心としたビルマ米の事件がございます。それから二十六年に至りましては長野県或いは秋田県等の学校給食用の脱脂粉乳の事件が起りまして、これは患者を二千名出しております。なおこれは主なものでございますが、現在まで輸入食糧の事故といたしましては総計三千五百件、患者数は約十万人に達しております。

○藤原道子君 輸入したときにこういう不良な食品であつた場合には、相手国には損害のあれはできないのですか。

○説明員(楠本正康君) この問題は商取引の契約の問題になります。現在は一応この責任は輸入業者の責任と相成つております。従いましてその損害は現状におきましては輸入業者が負うことに相成つております。併しなから今同かような不良食品を輸入禁止するような措置を講じますれば、勢い買付のときにもそれだけ注意が払われますし、又上手に契約いたしますれば相手方に対しましてクレーム等をつけることもできますので、この点は却つて有利になつて来るのではなからうかと考えております。

○藤原道子君 私はその点を聞きたくつたのです。実は南方諸地域を廻りまして、農林省等から派遣されておる何人か、向うにおります業者等との間にしばしば不正なる問題が起つておるといふことを耳にいたして聞いておりました。それから実態を見てみましても、従らぬ業者間の競争、さうして相変らず内地で行われておるような待合取引といふようなものに終始されて、真剣に職務を行なつておると言いがたい状態は、むしろ向うの人たちの間においてすら齟齬を買つておる、日本の名譽を傷つけておるといふようなことを見たお伺いいたして見ましたので、こういう嚴重なあれをされることは非常に好結果を來たすのではないかとお伺いして見ました。

○一松定吉君 今さういふような一体毒のある食糧を需要者に配給する前に、厚生省その他の検査官において、これは毒のあるかないとかいふようなさういふ十分な検査はしないのか。

○説明員(楠本正康君) 終戦直後におきましては対GHQの関係等もありまして、これは検査をしなかつたわけでありました。ところが事故が先ほど申し上げましたようになり発生いたしましたので、昭和二十六年九月以来政府の食品衛生監視員の手によりまして検査を始めたわけでありました。従いまして現在輸入食品は抜き取り検査をいたしております。併しなからたとえその結果悪いものと判定されましても輸入そのものには差支えないといふのが現在の法律の建前でありまして、従いまして今回は更に一步を進めまして、検査の

結果悪いものにつきましては輸入禁止の措置をとることとしたわけでありました。

○一松定吉君 終戦前までは連合国その他に對して何か遠慮でもして調査しなかつたのか、法律で調査ができんとかいふ規定があつたのですか。

○説明員(楠本正康君) 只今申し上げましたように終戦直後は検査をいたしませんでしたが、二十六年以来検査を実施いたしました。ただ龐大な品目が輸入されますので、全品検査をいたすことは理想ではあります。職員の間、経費の関係等からこれは不可能でありますので、現在は止むを得ず抜き取り検査を実施しておりますのであります。なお農林省のほうにおきましては品質検査という建前で、これは自衛的な措置として検査をいたしてあります。これは品質検査でございます。

○一松定吉君 今藤原委員が御発表になつたように買付に行つておる日本人が向うで御馳走になる、さうして向うの業者と結託して品質の良否の判断をせずに、そして不良なものをどん／＼買込んで、さうして待合取引をやつておるといふようなことは、これは私どもたび／＼噂に聞いておつたが、実にけしからん話であると思つた。さういふやうなことに對しては厚生省若しくは農林省として十分な取締とかいふことは行なつておるのですか、おらんのですか。

○説明員(楠本正康君) 現地買付の問題につきましては、厚生省はこれは一応関係のないことに相成つております。従いまして厚生省といたしましては、日本の港に着きましたものにつきましては厳格な検査をいたしまして、そ

結果悪いものにつきましては輸入禁止の措置をとることとしたわけでありました。

○一松定吉君 終戦前までは連合国その他に對して何か遠慮でもして調査しなかつたのか、法律で調査ができんとかいふ規定があつたのですか。

○説明員(楠本正康君) 只今申し上げましたように終戦直後は検査をいたしませんでしたが、二十六年以来検査を実施いたしました。ただ龐大な品目が輸入されますので、全品検査をいたすことは理想ではあります。職員の間、経費の関係等からこれは不可能でありますので、現在は止むを得ず抜き取り検査を実施しておりますのであります。なお農林省のほうにおきましては品質検査という建前で、これは自衛的な措置として検査をいたしてあります。これは品質検査でございます。

○一松定吉君 今藤原委員が御発表になつたように買付に行つておる日本人が向うで御馳走になる、さうして向うの業者と結託して品質の良否の判断をせずに、そして不良なものをどん／＼買込んで、さうして待合取引をやつておるといふようなことは、これは私どもたび／＼噂に聞いておつたが、実にけしからん話であると思つた。さういふやうなことに對しては厚生省若しくは農林省として十分な取締とかいふことは行なつておるのですか、おらんのですか。

○説明員(楠本正康君) 現地買付の問題につきましては、厚生省はこれは一応関係のないことに相成つております。従いまして厚生省といたしましては、日本の港に着きましたものにつきましては厳格な検査をいたしまして、そ

の結果悪いものに対してはそれ／＼農林省当局と連絡をいたして適当な処分を行なつておるといのが現状であります。

○一松定吉君 今あなたの御報告にあつたように非常な有毒であつて、その食糧によつて多数の人命に悪影響を生じたとかいふような事実のあつたことに対して、買付の任に當つたとかいふような方面の嚴重な取調でもして、そうしてそこに手落ちがあつたとかいふようなことでも確かめたのですか。それはそのまま放つたらかして置いて、爾來輸入するものだけを抜取検査ということか。

○説明員(楠本正康君) 厚生省といつたしましては、農林省にかような結果と相成つておるから、できるだけ現地買付について十分な注意を払つてくれといふことをお願いをいたしてあります。又農林当局におきましても、当然現地買付が立派に行えますように従来も指導をして來られたことと存じております。ただ今回不良食品の輸入が禁止される措置が講じられますれば、恐らく一層現地におきましてはかような十分な注意をして買付をするということに相成るだらうと考えております。

○一松定吉君 それは、農林省にそういう警告を發したということは結構だけれども、警告を發した結果、農林省のほうからそういうようなことの將來ないよう十分に警告を發したといふような報告でもあつたのですか、ただ警告をあつたのほうから發しただけで、發し放しそのままか、それはどうだね、結果は……。

○説明員(楠本正康君) 農林省といつた

しましては、十分厚生省の中入れを了解いたしましたして、総領事館に對しましては代行商社の選定、或いはその指導等を十分実施しておるといふように聞いております。

○一松定吉君 そういふようなことが、農林省が外地の買付をするに對して、總領事等を使つて調査したその結果、そういう不良なものを輸入し、不都合なこと取引したといふような者がわかつて、それを処分でもしたといふ事實はありますか、ありませんか。

○説明員(楠本正康君) 現地の職員の処分の点につきましては何ら聞いておりません。

○一松定吉君 そういふようなことは、あなたのほうかやはり衛生方面を受持つておる厚生省としては、ただ農林省にそれを警告をしただけで、その結果どうなつておるかといふようなことは、やはり突止めてちやんと結末をつけておかないとよくないのじやないのかね。厚生省として保健衛生を担當しておる省としてはね、そこまでやつておくことが私はいいと思うのです。ただ警告だけして、あとはどうなつたかわからんといふことでは、將來輸入食糧についての取締とか保健衛生とかいふことに落度があるのじやないかね。

○説明員(楠本正康君) 現地買付の問題は何分にも農林省の責任において実施しているわけでありまして、厚生省としては遺憾ながらこれに對して注意を与える程度で、それ以上突き進んでやることはよつと無理かと存じます。一方本来これを徹底いたしまする

ためには、やはり厚生省といつたしましても現地に衛生担当官を駐在させましてこの仕事に當らせるといふことが一番徹底する措置だと考えております。なお戦前におきましては支那から大量の食肉が内地に輸入されておりました。その当時は日本の衛生担当官を支那に駐在させまして、食肉検査に當らせておつたといふわけでありまして。

○一松定吉君 今あなたのおつしやるようなことでは、將來、厚生省として本當に完全に保健衛生のために意を用いるといふことにはならんね。こういうような不良食品が輸入されたために、これだけの多数の患者ができたといふような事實が確かめて、將來再びかくのごときことのないようにということにまで相當の注意を払うということになれば、將來再び三度こういうことが起らんとも限らない。それが一つ。今まであなたの方でやらなかつたことをかれこれ言ふのじやないが、將來は一つそういう点に十分注意して、再びこういうような不祥事の起らないようにして頂くといふことが厚生省の本當の任務と私は思うのだが、それはどうだい。

○説明員(楠本正康君) お手許に差上げました資料を御覧頂きましてもわかりませんが、終戦直後は私も輸入食品の検査をいたさなかつたのであります。二十六年九月以來検査を始めました。ところが二十六年九月以來は資料にありますが、著しく事故が減少して參つております。又一方只今御審議を願つておりますようなふうに入食食品の検査を実施いたしましたして、不良の場合これを輸入させない方法をいた

しますれば、恐らくこれが最も大きな刺戟となりまして、現地の買付に十分注意されることになると考えております。従いまして今後の推移を見なければ勿論わかりませんが、恐らく今後かような從來のような事例は皆無と行かんでも、著しく減少するものと信じております。

○一松定吉君 今あなたのおつしやるようなことは最も注意して頂かねばならんことであるが、農林委員の言うように、買付の任に當る者が酒食の糞尿金銭の收受をして、そうして不良食品を買付けて平然としておる。自分さへ儲けたら、それを食つて人が病氣にかかろうともかまわんといふような不都合な買付業務に従事する者もあり、又検査をする者が、検査の結果これは不良食品であると思ふけれども、やはり酒食の糞尿、金銭の收受等をしてこれを大目に見ておるといふようなことがあれば、今のような不祥事は撲滅することはできないのだから、そういう点について十分に、今まで済んだことはいいけれども、將來注意して、再びそういうことのないように御考慮願ひたいといふことを、私は委員として、国民の一人として厚生省にお願いするのだが、あなたからでもそのことを厚生大臣によくお話をしておき、厚生大臣からも農林大臣や若しくは法務大臣にも連絡をとつて、そういうことの再びないように一つして頂くことを特に御注意

申上げて私の質問を終ります。

○農原道子君 私は今一松さんの言われた点はお互いに十分御かんがなければならぬことだと思つていたのでございませぬので、その点は済んだことは仕方がないと言へばそれで済むわけございませぬ。

○説明員(楠本正康君) これは商取引の契約の問題と関連いたしますが、併し最も大量を占めております輸入食品の中の米麦等の主要食糧について見ますと、これは農林省の責任におきまして輸入をいたしております。従いましてその結果、たま／＼不幸にして検査の結果悪いものが混入いたしておりました場合には、これは國の責任におきまして他の用途に転用する等の措置を講じまして、衛生上の危害を除去する措置をとることとなつておりますから、従いましてこの点は発見いたしましたれば心配はないものと考えております。

○農原道子君 大切な國民の血税を以て結局買つておるのですね。そうして商取引だからと言つて、ただ単に買つて來たものをほかに転用して、國民の生命の危機を脱するといふだけでは私には足りないと思ふのでございませぬ。

いますけれども、なお念のために私は農林省の關係者を呼びまして、どうなつておるか、今後どういふ方法でやるか、どういふ決意を持つてこれを実行するかといふことを本院において質すべきだと思ひますので、そういう手配をして頂きたい。(賛成と呼ぶ者あり)

それからもう一つお伺ひしたいのは、仮にこの輸入の際に検査をするとしても、荷揚げ後行なつて不良品であるといふことがわかつたときは、これを返品することができるとは、これを

○説明員(楠本正康君) これは商取引の契約の問題と関連いたしますが、併し最も大量を占めております輸入食品の中の米麦等の主要食糧について見ますと、これは農林省の責任におきまして輸入をいたしております。従いましてその結果、たま／＼不幸にして検査の結果悪いものが混入いたしておりました場合には、これは國の責任におきまして他の用途に転用する等の措置を講じまして、衛生上の危害を除去する措置をとることとなつておりますから、従いましてこの点は発見いたしましたれば心配はないものと考えております。

○農原道子君 大切な國民の血税を以て結局買つておるのですね。そうして商取引だからと言つて、ただ単に買つて來たものをほかに転用して、國民の生命の危機を脱するといふだけでは私には足りないと思ふのでございませぬ。

ただ輸入したものが幸いに食糧にしないでほかに転用したということだけでは、この国民の損失はどうなるのですか。

○説明員(楠本正康君) かような損失補填の問題につきましては農林省の措置するところでございまして、私よく承知をいたしております。ただ例えば味噌用或いは醤油用、或いはアルコール用というようなふうな転用いたします場合には、勿論損失はございませぬが、まる／＼損と相成るわけじやございませぬ。

○藤原道子君 私はそういう言い抜けはいやなんです。味噌用、醤油用、酒用のものならその基準で買つたらよろしい。主食として買つた場合に、不良品であつたらこれをほかに転用したら済むというふうな考え方だから不祥事が改まらないのです。この点をばつきりしておかなければ私は承でございませぬ。

○藤原道子君 私はそういう言い抜けはいやなんです。味噌用、醤油用、酒用のものならその基準で買つたらよろしい。主食として買つた場合に、不良品であつたらこれをほかに転用したら済むというふうな考え方だから不祥事が改まらないのです。この点をばつきりしておかなければ私は承でございませぬ。

○説明員(楠本正康君) 厚生省の立場といたしましては、不良なものを国内に入れない、つまり輸入させないという以外には困難でありまして、御質問の点はよくわかるのでございませぬけれども、御意見の点はよくわかりませぬが、なか／＼むずかしい点と考へております。厚生省の立場としてはむずかしい点であると、かように考へております。

それから次に不良品の基準の問題であります。現在の法律によりましては、食品として適正なるものにつきましてはそれ／＼基準ができております。併しながら勿論これは今後更に研

究しなければならぬものでありまして、特に今後輸入食糧品の検査をいたすことと相成りますれば、当然又その観点から正しい合理的な基準を設けまして、これを農林省の出先の官吏にも十分徹底させる要があるかと存じております。

○委員(藤森眞治君) お諮りしますが、この只今一松先生並びに藤原先生の御質疑等につきまして、次同様に農林省の關係当局を呼びまして、十分御疑問の点をお尋ねすることにいたしまして、本日はこの問題は……。

○一松定吉君 ちよつと一つ、例の輸入された食品が不良食品であつたときには一必要な行政処分をするところである。その「必要な行政処分」というのは具体的に言つてどんなことをするのか。

○説明員(楠本正康君) これは国内の不良食品に対する行政処分と同様でございまして、そのそれ／＼のケースによつて違つて参りますが、例えば廃棄処分であるとか或いは転用処分であるとか、いろ／＼な措置を講ずるわけにございませぬ。

○一松定吉君 廃棄処分、転用処分、それから向うに契約を解除して送り返すというふうなことはしないのかね。或いは損害賠償をとるとか……。

○説明員(楠本正康君) 損害賠償の点、或いは只今御指定の送り返すような点につきましては、これは厚生省としては食品衛生の立場ではこれは実施はできませんが、食品衛生法によりまして輸入禁止の規定がありますれば、これは商取引の建前で当然さうな契約で返品することはできると存じます。

○一松定吉君 そういうことは厚生省

の仕事ではなくて、それはどこの仕事ですか、その行政処分をする省はどこの省がやるのかね。

○説明員(楠本正康君) 只今行政処分と申上げましたのは、厚生大臣の行う行政処分としては、衛生上有害なものが発見されました場合には、廃棄処分とか転用処分とかというものを行政処分として実施するわけにございませぬ。併しながら只今御指摘の返品とか或いは損害賠償というふうな点につきましては、これは食品衛生法の権限外の問題でございませぬ。

○一松定吉君 その権限外はどこですか、厚生省は権限外であるが、権限外であるとして厚生省は知らん顔でできるわけではない。それはおれのほうではやらん、例えば農林省でやるのだとか、通産省でやるのだとか、外務省でやるのだとか、とにかく厚生省以外に行政処分をする場所は……。

○説明員(楠本正康君) 厚生省といたしましては輸入禁止或いは不良品の処分というところに尽きるわけでありまして、損害賠償であるとか或いは返品という点につきましては、これはそれぞれの輸入食品を担当しておるところにおいて行われるものと存じております。例えば主要食糧であるならば農林省、或いは他の品物であれば通産省と

いうふうなふうな品物によつて差が出て参ると存じます。なおこの場合といへども恐らくこれは商取引の關係上となりまして、その契約如何によつてかような措置が行われるものと考へております。

○一松定吉君 ほかの物品のことを聞くのではない。食料品のことを聞くので、食料品が保健衛生上に非常に大なる影響があるというところで、厚生省は食品を輸入することについて、その売買という点については農林省、それから厚生省の行政処分は行つたが、厚生省以外の、損害賠償とか返品とか、或いはそういうふうな取引を禁止するとかいうふうな点について、厚生省の行政処分以外に、ほかに行政処分をする省があれば、その省はどういう省でしようかと聞くんだよ。

○説明員(楠本正康君) これは主要食糧その他大部分が農林省所管だろつと存じます。なお併詰その他一部のものは通産省の關係のものもございませぬ。

○一松定吉君 それでは聞くが、この併詰その他については何か非常な毒物で健康を害したとか、衛生上問題になつたとかいふ品物があつたか、その通産省所管の品物だ。それを、僕がこつこつと聞くのはなぜかといふと、農林省、通産省をここに招致して、我々の了解のできるように聞きたいためにその省を確かめるのだ。併詰その他の通産省の管轄に属する品物で保健衛生の上で非常に害毒を流したような実例はあるかと聞くのだ。

○委員(藤森眞治君) ちよつと速記をとめて下さい。

○委員(藤森眞治君) 速記を始めて下さい。

○説明員(楠本正康君) ジュース或いはチョコレート菓子、そういうものでも若干不良品を発見したことはございませぬ。これらのものの所管は通産省です。

○一松定吉君 それでわかつた。もうよろしいです。

○大谷登瀛君 これは人命にかかわる問題で私は非常に重大じやないかと思

うのですが、先ほどから戦争後事件が三千五百件、中毒になつた者が十万人からあるということ承つた者が十万人は驚いておるのです。この中毒のため死亡した人というふうなものは何名ぐらひですか。

○説明員(楠本正康君) それは五名死亡いたしております。

○大谷登瀛君 あとは中毒ですね。○説明員(楠本正康君) そうです。○大谷登瀛君 もう一つ伺いますが、そういう死亡した者に対して、国家が責任を以て輸入したものに對しては国家補償をしたのですか。

○説明員(楠本正康君) それは国家補償はしてないし承知をいたしてございませぬ。

○大谷登瀛君 そうすると死んだ者は死に損ということになるのですね。

○説明員(楠本正康君) そういうことにも相成ります。

○藤原道子君 もう一つ伺いたいのですが、昭和二十六年以後、検査するようになつてからは大変よくなつた。その後は日本の責任ですね。併しその前には我々には権限がなかつたとして、そのときのほうがたくさん中毒しているのですね。たくさんでもないけれど、死んでおるのですね。こういう場合に、一方的の命令みたいなものであつたやうな玉蜀黍、豆の粉を喰べさせられたわけですね。そういうときには占領軍のほうから何らかの補償というふうなものはもつたのですか。

○説明員(楠本正康君) 何らさうな措置は講じてございませぬ。

○藤原道子君 併し抗議はしたのですか。

○説明員(楠本正康君) 併し抗議はしたのですか。

○藤原道子君 併し抗議はしたのですか。

○説明員(楠本正康君) ただそういつた賠償その他の措置は行いませんでしたが、脱脂大豆が大量の中毒をし、死亡者も出したような関係で、これは嚴重に当時のGHQに日本政府として抗議を申しまして、その後脱脂大豆の輸入は一切中止してもらつたわけであり

○藤原道子君 私このことを聞くのは、嚴重に抗議をしたのは、私たちも一緒になつて農林省へわんざく／＼やつたので、これは十分記憶しておるのですけれども、何ら損害賠償はもらえなかつた。而もこれらの輸入品が今度、何と申しますか、対日援助費等を今度私わなければならなくなつたわけですね。これは重大な問題だと思つたので私お伺いしているわけなんです。幾ら敗戦国だつて泣き寝入りする手はないと思ひます。

○説明員(楠本正康君) おつしやる点はよく理解できますが、どうも私の範圍ではお答えできかねます。

○委員(藤原道子君) それではこの問題は、先ほど申上げたように、次回に關係の当局を呼びまして十分お聞きを願ひます。

○藤原道子君 そのときに、私ではわからないというようなことのないように、しつかりとした責任者と呼んで頂きたい。お願いいたします。

○委員(藤原道子君) 次に生活保護法の一部を改正する法律案について御審議を願ひます。御質問を願ひます。ちよつと速記をやめて。

○委員(藤原道子君) 速記を始め

改正する法律案を議題にしましたが、児童福祉法の一部を改正する法律案のほうを先にお願ひします。御質問を願ひます。本案は衆議院の修正が参つております。衆議院では修正議決されておりますから……お手許に修正案が参つておりますか。

○政府委員(高田正巳君) 修正案の要点を申し上げます。

極く事務的な技術的な改正でございます。第一点は、児童福祉施設に子供を入れました場合に、その措置費を支弁いたしまする地方公共団体が府県の場合と市町村の場合とございます。これは児童福祉施設の種類のよりまして區別いたされておるわけでございます。そのうちで府県が支弁をいたします費用につきまして、従来は昔の生活保護法と同じように、その父兄乃至は保護者が負担能力を持つております場合には徴収をいたしておるのでございまして、その徴収をいたす、幾ら徴収ができるかというミーンズ・テストをやると同じに全部市町村長にいたしておつたのでございます。ところが支弁団体が市町村であり得る場合には何ら不合理がございせんけれども、支弁団体が府県であります場合に、そのミーンズ・テストをやりまする機関が市町村長でございましては、若干そこいら／＼と不合理もござい

ますので、これを今回府県のほうにミーンズ・テストをやれる権限を引上げるといふのが改正の一つの点でございます。幸いに福祉事務所というものができました。生活保護法の運用等も福祉事務所で行なつておりますので、府県知事もミーンズ・テストの力を持

つておるわけでございますが、さううにいたしたいというのが第一点でございます。

それからそれに関連をいたしまして、府県が支弁をいたしました場合に八割は国から参るわけでございます。一割を子供の住所地の市町村から吸い上げておつたのでございます。従来その吸い上げは過去三カ年間の平均交付金の時代に事実上やつておりませんでした。事務も煩瑣になりますので、この点は改正をいたしまして、吸い上げをいたさないということに改正をいたしたいと、かように考へておるのでございまして、以上が第一点でございます。

第二点は、児童委員に要する経費について国が予算の範囲内で補助することができるという規定を挿入をいたしたわけでございます。これは従来の児童福祉法の児童委員に関する経費につきましてはは国が負担をするという規定に相成つておりましたけれども、その規定が残つておりましたけれども、これは昭和二十五年以降、その経費が平衡交付金に入りまして、別に法律的な措置を講じまして、その負担規定は今日空文になつておる規定でございまして、それで本来ならこの際全部それを削除すべきでありますけれども、児童委員に関する経費につきましては補助をいたしたいという希望を持つてお

りますので、その負担規定を變更して、奨励補助的な規定を残しておくわけでございます。それが第二点でございます。

第三点は、児童福祉審議会に要する費用でありますとか今の児童委員に関する費用でございますとか、その

他ごま／＼したものが一、二負担規定が残つておりました、それは他の法律的な措置によつて今日働いておらない死んだ規定が残つておるわけでありませう。さうなものをごの事務的に条

文の整理をいたしたい、これが第三点であります。

私どもがお願いを申上げました児童福祉法の改正は、その内容は以上の通りでございますが、それに衆議院のほうで附則の修正がございましたので、その点も便宜御説明を申上げますれば、それは御承知の昨年の暮にいろいろ御尽力によりまして成立をいたしました母子福祉資金貸付等に関する法律の中で、修学資金、学校に上る経費、高等学校に上りまする経費につきまして五百円以内ということに法律で書いてございまして、これは当時の状況では、大日本育英会のほうが五百円以内でございましたので、それと歩調を取りましてきめられたわけでございますが、少し少な過ぎるのじやないかという御意見がほう／＼でありましたことは御承知の通りでございます。大日本育英会のほうが二十八年から七百円になる予定に相成りましたので、それに合せて五百円以内を七百円以内ということに改正をいたしまして、この金額を増加をしよう、こういう趣旨の修正でございます。以上でございます。

○委員(藤原道子君) 御質問がございましたらどうぞ……別に御発言ございせんか。

○大谷盛彌君 大体質疑も尽きたようでございますから、討論省略の上、採決せられんこと動議を提出いたします。

○委員(藤原道子君) 御質問がございましたらどうぞ……別に御発言ございせんか。

○委員(藤原道子君) 御質問がございましたらどうぞ……別に御発言ございせんか。

○委員(藤原道子君) 御質問がございましたらどうぞ……別に御発言ございせんか。

○委員(藤原道子君) 御質問がございましたらどうぞ……別に御発言ございせんか。

○委員(藤原道子君) 御質問がございましたらどうぞ……別に御発言ございせんか。

○委員(藤原道子君) 御質問がございましたらどうぞ……別に御発言ございせんか。

○委員(藤原道子君) 只今の大谷委員の動議に御異議ございませんか。

○委員(藤原道子君) 異議ないと認めます。

○委員(藤原道子君) 異議ないと認めます。

○委員(藤原道子君) 異議ないと認めます。

○委員(藤原道子君) 異議ないと認めます。

○委員(藤原道子君) 異議ないと認めます。

○委員(藤原道子君) 異議ないと認めます。

○委員(藤原道子君) 異議ないと認めます。

○委員(藤原道子君) 異議ないと認めます。

ました場合は、これを承諾すること
いたしたいと存しますが、御異議を
いませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○委員長(藤森眞治君) 御異議ないと
認めます。ちよと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(藤森眞治君) 速記を始め
て。

それでは本日はこれを以て散会いた
します。

午後零時二十二分散会

昭和二十八年三月十四日印刷

昭和二十八年三月十六日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局